

第1章 ビジョン策定にあたって

1. 策定の背景と趣旨

(1) 策定の背景

子ども・若者は、社会の希望であり「未来の力」です。未来の川崎を担う子ども・若者が、夢や希望を大切にし、あらゆることに挑戦でき、学びや体験を通じて、自らの力で、未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付け、自信を持って社会に羽ばたくことができるよう、社会全体で子ども・若者を見守り、育てていく必要があります。

我が国は、少子高齢化の進行から、人口構造が変化してきており、生産年齢人口の減少や地域社会の活力の低下などが、社会・経済に深刻な影響を与えるものとして懸念されるとともに、首都圏等への人口集中を背景とした都市化の進展は、核家族の増加や職と住の分離の進行、地域との関係の希薄化を生んできました。

また、共働き世帯の増加などの「働き方」の変化や景気の動向などの影響による「暮らし」の変化、未婚・晩婚化の進行などによる「家庭（家族形態）」の変化から子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化しています。

さらに、子ども・若者を取り巻く環境が変化する中、児童虐待、発達障害、いじめ・不登校、非行、ひきこもり、ニート、自殺など子ども・若者をめぐる問題は複雑・深刻化しており、携帯電話やスマートフォン、インターネットの利用など相手が実際に見えないツールの中でのトラブルや未成年の飲酒、危険ドラッグなどの薬物乱用など、子ども・若者自身が犯罪に陥り、被害者にも、加害者にもなる痛ましい事件が起こっています。

また、生まれ育った環境によって、教育の機会が得られずに将来の可能性が閉ざされてしまう子ども・若者や、健やかな成長を育むための衣食住が十分に確保されていない子ども・若者がいます。貧困の連鎖によって、子ども・若者の無限の可能性の芽を摘むようなことは決してあってはなりません。

本市では、今後、さらなる少子高齢化の急速な進展や、人口減少への転換など、社会状況が大きく変化することが予測されています。

子ども・若者を取り巻く環境が変化する中、子ども・若者の権利が尊重され、地域が子ども・若者や子育て家庭に寄り添いながら、子ども・若者の健やかな成長を支援し、困難を抱えている子ども・若者やその家族を支援することで、次世代を担う子ども・若者が幸せを実感しながら、いきいきと人生を送ることができるよう、ライフステージを通じた切れ目のない子ども・若者の育成・支援を総合的に推進していきます。

(2) 策定の趣旨

国では、平成21年7月に、「子ども・若者育成支援推進法」を制定し、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするため、総合的な子ども・若者育成支援施策の推進を図っています。本市では、これまでに「子どもの権利に関する行動計画」「子どもの未来応援プラン」「青少年プラン」や「教育プラン」など、子ども・若者に関する計画を策定し、子ども・子育て支援、福祉、医療、保健、教育など、各分野における施策を推進してきました。

しかし、「子ども・若者」という視点において、施策を体系的にまとめた計画はなく、各計画において子ども・若者施策は個別に記載され、それぞれの計画の枠の中で事業を実施している状況です。

子ども・若者を取り巻く環境が急速に変化する中、子ども・若者をめぐる問題は複雑・深刻化し、本市でも中学生が亡くなり、加害者も少年という痛ましい事件も発生しており、各分野で推進されている施策を横断的に捉え「子ども・若者」施策を体系的にまとめ、総合的に推進する必要があります。

本ビジョンは、子ども・若者自身の育ちの視点から施策を整理し、本市の社会状況や地域の実情に合わせながら、子ども・若者を取り巻く環境の変化に適切に対応し、子どもの育ちを支え、若者の希望がかなうまちをめざし、子ども・若者の育成・支援を総合的に推進するため策定します。

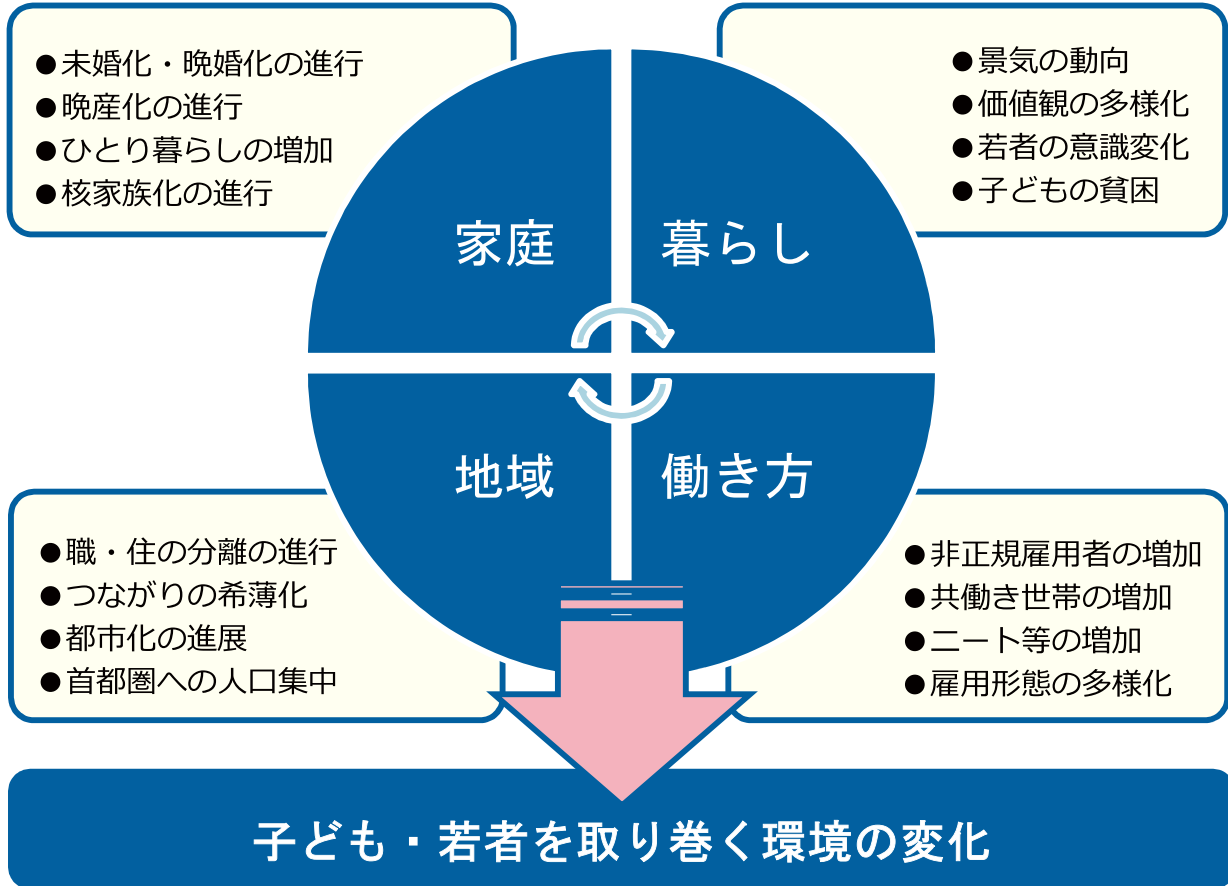
子ども・若者育成支援推進法（抜粋）

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

『子ども・若者を取り巻く環境の変化』

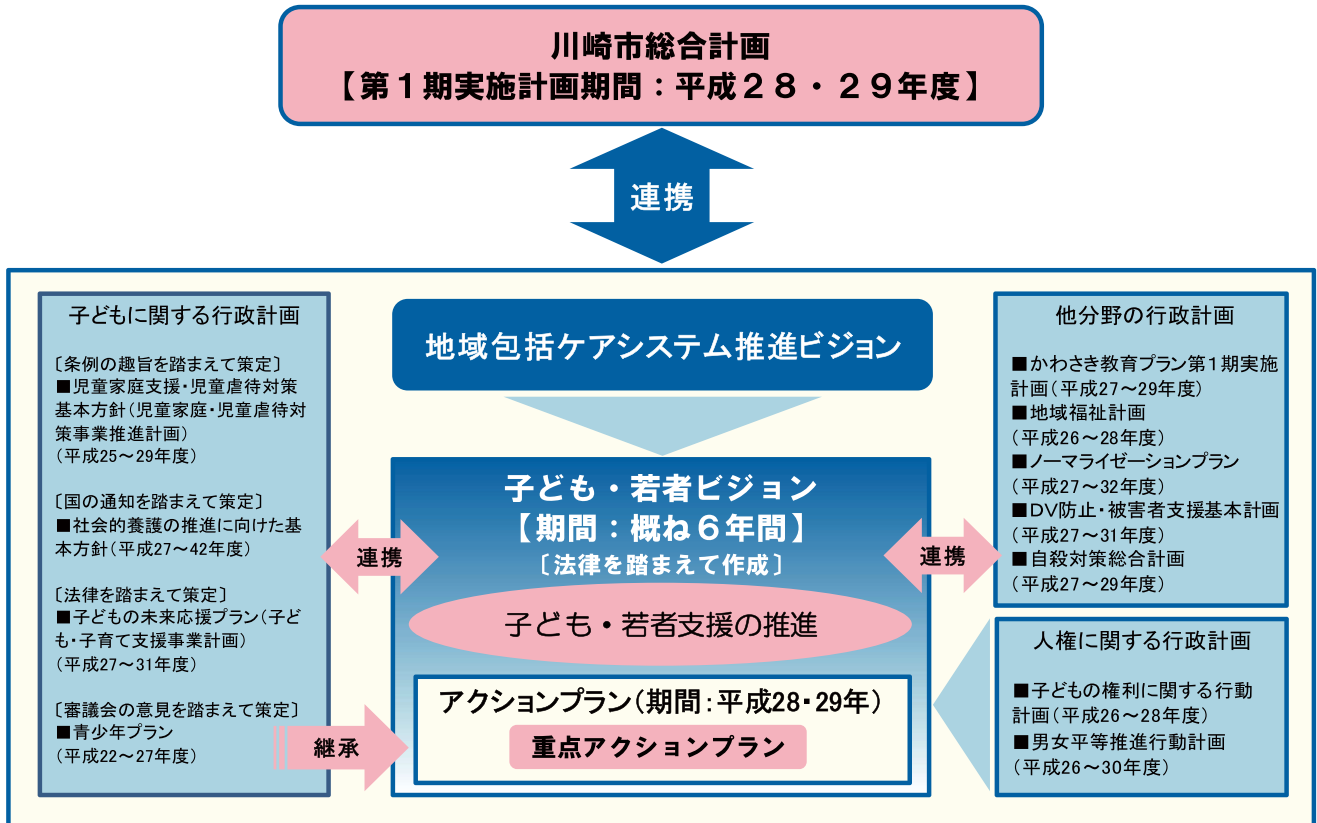


2. ビジョンの位置づけ

「子ども・若者育成支援推進法」では、第9条において、市町村は子ども・若者の育成支援についての計画を作成することに努めることとしています。

本ビジョンは、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく市町村子ども・若者計画として策定します。

また、これまで本市が進めてきた各分野における子ども・若者に関する施策を横断的に推進するため策定します。



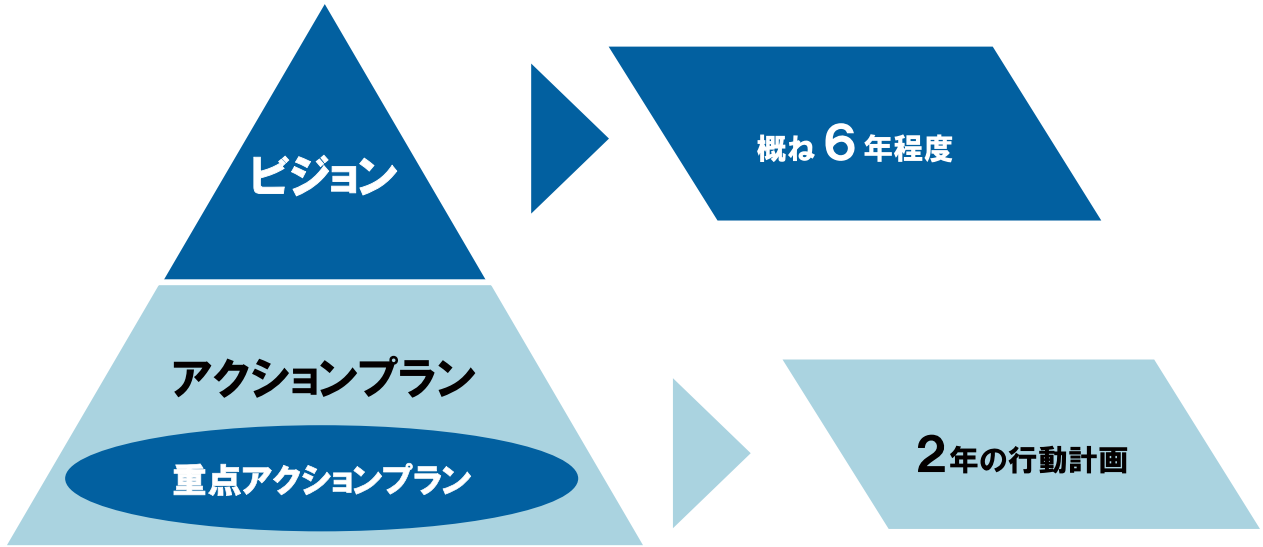
【川崎市総合計画や他計画との関係】

本ビジョンは、「川崎市総合計画」と連携し、子ども・若者に関する計画を横断的に推進するため策定するとともに、「子どもの権利に関する行動計画」などの人権に関する行政計画や「地域包括ケアシステム推進ビジョン」の理念に基づき施策を進めます。

また、「子どもの未来応援プラン」などの子どもに関する行政計画や「かわさき教育プラン」などの他の行政計画と連携を図りながら、子ども・若者の育成・支援を推進します。

3. ビジョンの構成と対象期間

【ビジョンの構成】



本ビジョンは、本市がめざす子ども・若者育成支援の基本理念及び基本的な方向性を示す概ね6年程度の期間を見据えた「ビジョン」と、平成28・29年の2年間を対象期間とする個別の施策や取組を行動計画として示した「アクションプラン」で構成します。

さらに、平成27年2月に本市で発生した中学生死亡事件を重く受けとめ、痛ましい事件が二度と起こらぬよう、迅速かつ実効的に取り組むべき特に重点的な課題について、「重点アクションプラン」として、具体的に対策事業を位置づけていきます。

【対象期間】

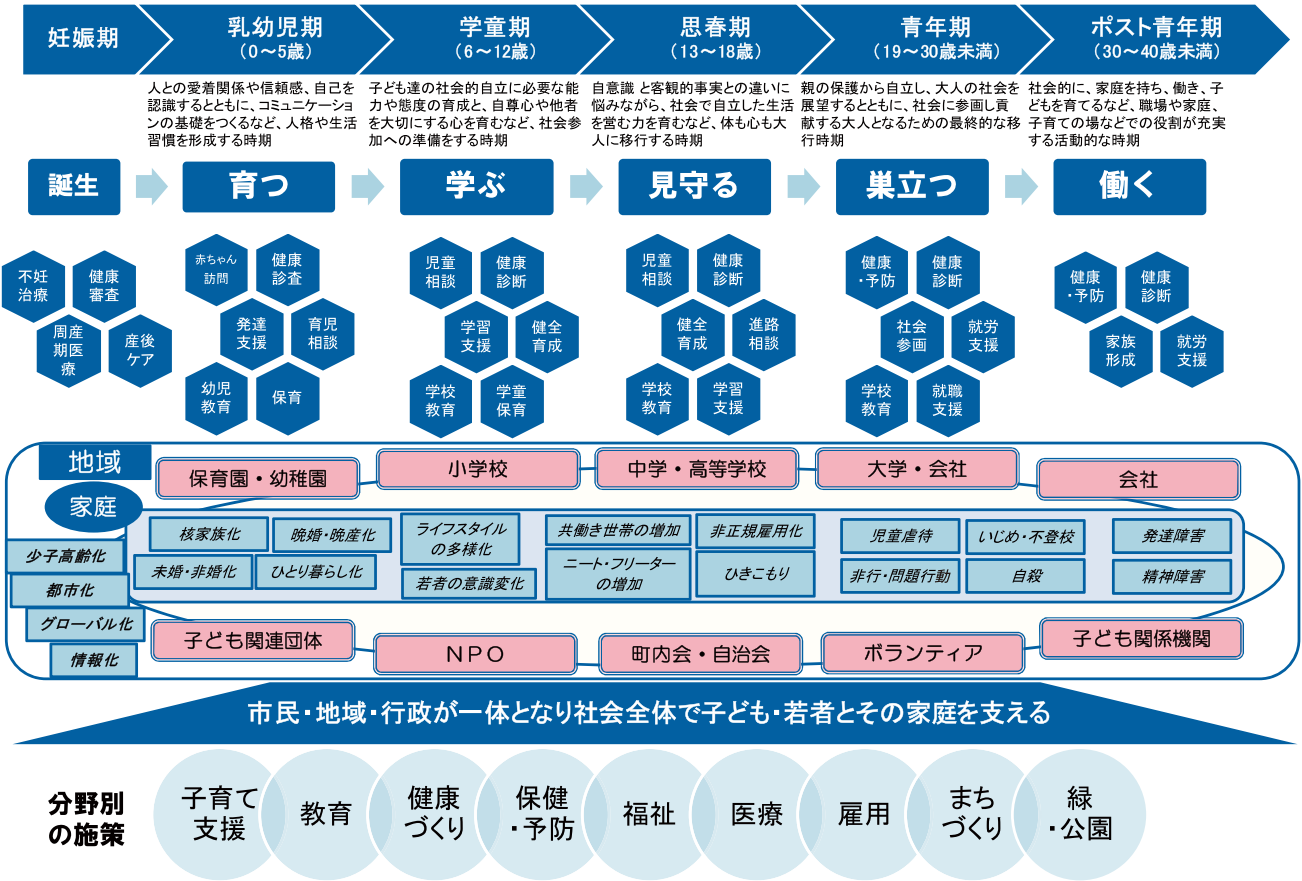
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	
子ども・若者ビジョン (平成28～33年度)	ビジョンの策定	ビジョン（概ね6年間） アクションプラン：2年間 → アクションプラン：4年間 重点アクションプラン → 重点アクションプラン						
青少年プラン (平成22～27年度)	継承							
子どもの未来応援プラン (平成27～31年度)	計画期間：5年間	平成29年度に中間評価						
かわさき教育プラン (平成27～37年度)	基本理念及び基本目標（概ね10年間） 第1期実施計画(3年間) → 第2期実施計画(4年間)							
地域包括ケアシステム 推進ビジョン	第1段階			第2段階				
川崎市総合計画	計画の策定	第1期実施計画(2年間)		第2期実施計画(4年間)				

子ども・若者ビジョンの対象期間は、平成28年度から平成33年度までの6年間とし、ビジョンに基づく行動計画として平成28・29年度の2年間を対象期間とする「アクションプラン」を策定します。

また、平成28年度からスタートする新たな総合計画と連携し、他の分野における行政計画との整合性を図りながら取組を進めます。

なお、アクションプラン・重点アクションプラン推進期間の2年を経過する際に、事業の進捗、達成状況を検証・評価し、次期プランのあり方について検討します。

4. ビジョンの対象



本ビジョンでは、子ども・若者を以下のように定義し、0歳から概ね30歳未満までを対象としますが、施策によってはポスト青年期までの40歳未満を対象とします。

【対象の定義】

名称	対象となる者
子ども	乳幼児期（0～5歳）、学童期（6～12歳）及び思春期（13～18歳）までの者
若者	思春期（13～18歳）、青年期（19～30歳未満）までの者、施策によってはポスト青年期（30～40歳未満）までを対象とする。
子ども・若者（青少年）	乳幼児期（0～5歳）から青年期（19～30歳未満）までの青少年を本ビジョンでは、「子ども・若者」と定義する。

<参考>

※ 【児童福祉法による定義】

- ・乳児（1歳未満）
- ・幼児（1歳～就学前）
- ・少年（就学後～18歳未満）

※ 【少年法による定義】

- ・少年（20歳未満）

5. 川崎市子ども・子育て支援事業計画との関係

【子ども・若者ビジョン】

「子ども・若者育成支援推進法」は、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことのできるようにするための支援その他の取組について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めたものです。

一人ひとりの子ども・若者が健やかに成長し、自立できるように「子ども自身の育ちの視点」から教育・福祉・保健・雇用等の施策が重層的に連携しながら、乳幼児期から青年期まで切れ目のない支援を行うことを目的に、「子ども・若者育成支援推進法」を踏まえた市町村計画として、「川崎市子ども・若者ビジョン」を策定します。

【子ども・子育て支援事業計画～子どもの未来応援プラン】

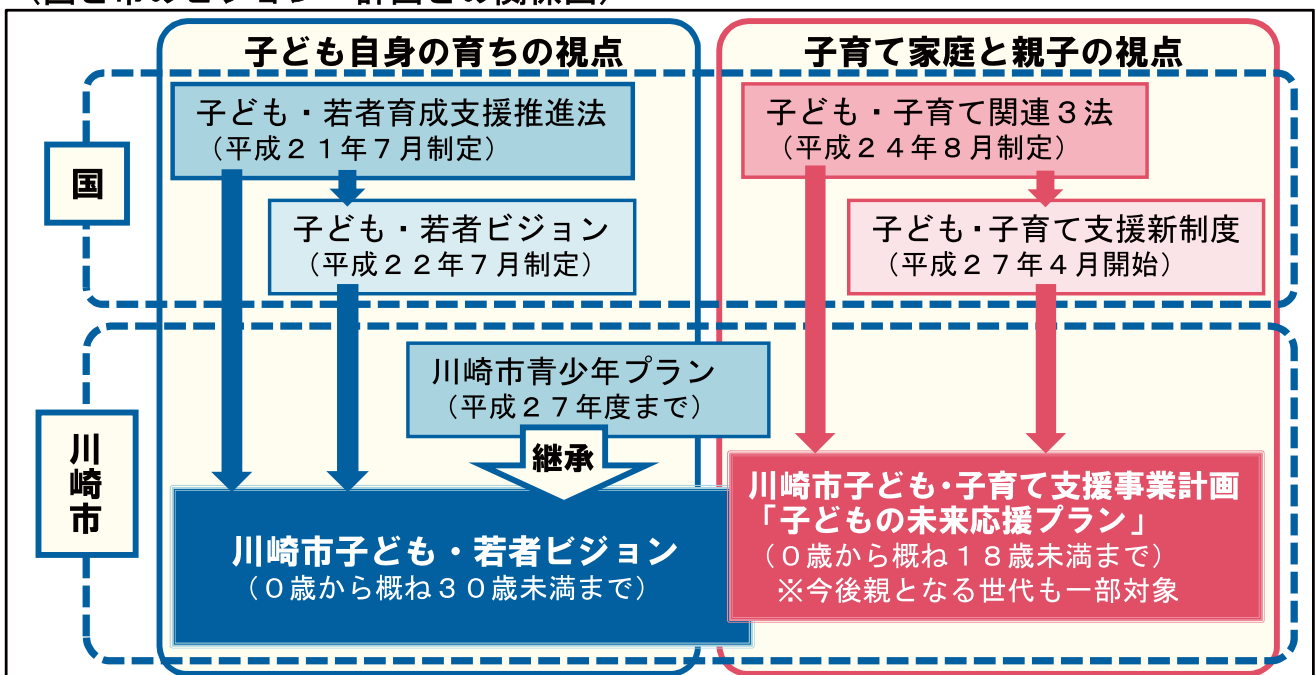
「子ども・子育て関連3法」を踏まえて、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進するため、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしています。

父母その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもと、地域全体で子ども・子育てを支援し、主に幼児期の教育・保育や地域の子どもの子育て支援を総合的に進めることを目的に、「子ども・子育て関連3法」を踏まえた行動計画として平成27年4月に「川崎市子ども・子育て支援事業計画～子どもの未来応援プラン」を策定しています。

【両者の関係】

本ビジョンは「子ども自身の育ち」を視点として、主として学童期の子どもから青年期の若者への対策を中心とした取組を推進しますが、「子育て家庭と親子」を視点として、地域の子どもの子育て支援の充実に向けた取組を推進する「子どもの未来応援プラン」とは、対象年齢が重複する年代も多く、相互に十分に連携して施策を推進します。

(国と市のビジョン・計画との関係図)



子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て関連3法

①子ども・子育て支援法

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のために必要な事項を定めるもの。

→幼稚園と保育所とで別々になっている利用手続きや公費負担の仕組みなどを一本化

②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）

幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所とで別々になっている認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置付けを付与し、その設置及び運営その他必要な事項を定めるもの。

→認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

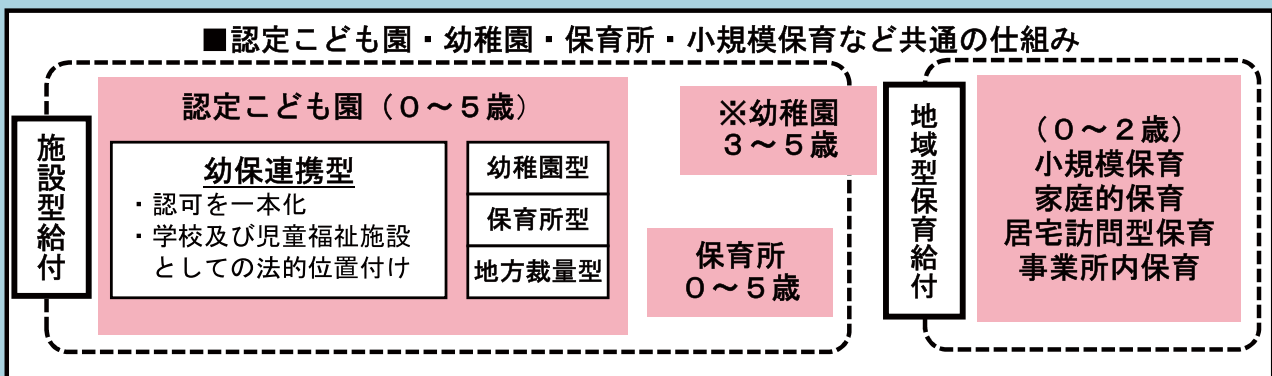
③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）

子ども・子育て支援法、認定こども園法の施行に伴い、児童福祉法等の関係する法律について規定を整備するもの。

《現行制度からの主な変更点》

●幼児期の学校教育・保育の提供を「個人への給付」に変更

3歳以上のすべての子どもへの学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた給付制度が導入され、いずれの施設を利用した場合でも共通の仕組みで公費対象となります。



※ 幼稚園については、「施設型給付へ移行する施設」と従来からの「私学助成を受ける施設」とを事業者が選択できる。

●市町村が制度の実施主体

これまで「幼稚園の所管は県」、「保育所の所管は市」と区分されていた制度の実施主体が、子ども・子育て支援新制度においては市町村に一本化されます。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定し、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するなど、その責務を負うこととなりました。

6. 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンとの関係

川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンは、本市の保健・医療・福祉等の関連する個別の行政計画の上位概念として位置付けられています。

地域包括ケアシステムは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる仕組みです。本計画においても、基本理念の実現に向けては、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」を柔軟に適時適切に組み合わせる中で多様な主体の協働による取組が必要であることから、地域包括ケアシステム推進ビジョンの理念に基づき、本計画を推進していきます。

＜「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の概要＞

全国的には、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年(平成37年)を目処に、高齢者を対象として地域包括ケアシステムの構築を目指していますが、本市の推進する「地域包括ケアシステム」は、次のような考えをもとに、高齢者をはじめ、障害者や子ども・子育て世帯などに加え、現時点で他者からの支援を必要としない方々を含めた「すべての地域住民」を対象として、その構築を推進することとしています。

- 主として高齢者を中心に議論が展開されてきた「地域包括ケアシステム」ですが、実際には障害者や子ども、子育て世帯など、地域内において「何らかのケア」を必要とするすべての人を対象とした場合についても、各施策間の連携を図ることにより、その仕組みを共有できる部分は多いと考えられる。
- 自身がケアを必要としない場合においても、自立的に自らの健康状態・生活機能を維持・向上させる「セルフケア」や「地域のケアを支える」といった視点においては、全ての地域住民においてその重要性が認識され、実践されることが必要である。
- そのためには、若年層からの意識の醸成や健康づくりが重要であるとともに、希薄化が懸念される地域のつながりを取り戻し、誰もが互いに助け合う関係であるという認識を共有し、地域による自主的な「助け合い」の活動を活発化させていくなどの取組が必要不可欠である。

★「個別施策の展開とロードマップ」

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、関連個別計画のサイクルをステップとして、段階的に、具体的な各施策・事業の展開を図っていきますが、全体としては、次のロードマップにより推進することとしています。

「第1段階」 2018年(平成30年)3月末まで ～土台づくり～

「第2段階」 2025年(平成37年)まで ～ケアシステムの目標年次～

「第3段階」 地域包括ケアシステムの更なる進化 ～時代や社会状況に応じた取組～

★「多様な主体」

地域包括ケアシステムの構築に向けては、行政だけではなく、事業者や町内会・自治会などの地縁組織、地域・ボランティア団体、住民など地域内の多様な主体による適切な役割分担が重要となります。この多様な主体による役割分担は、これまで一般的には、「自助・共助・公助」と表現されてきましたが、地域包括ケアシステムの考え方の中では「自助・互助・共助・公助」と区分されています。

「自助」 自らの活動により、自らの生活や健康を維持すること

「互助」 地縁組織やボランティア等のインフォーマルなサポートによる助け合い

「共助」 医療保険や介護保険のような社会保険を介して提供されるサービス

「公助」 主に税負担により提供される行政が担う社会福祉等

川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築に向けて

《川崎らしさ》を踏まえた取組を推進していく



- ・「若い都市」であること
- ・「多様な地域と住民によって構成されるコンパクトな都市」であること
- ・様々な資源を基盤としたケアを行うことが可能な地域であること

基本理念

川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による
誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で
安心して暮らし続けることができる地域の実現

5つの基本的な視点

意識の醸成と参加・活動の促進

『地域における「ケア」への理解の共有とセルフケアの意識の醸成』

誰もが、「自立した生活」と「尊厳の保持」を実現できるよう、地域全体が互いの生活への理解を深め、「共生の意識」を醸成し、「全員参加型の社会」を築いていくことが必要であり、すべての地域住民は、住み慣れた地域や自らが望む場での生活の継続に向け、健康状態・生活機能を維持・向上させるための自発的な努力（セルフケア）が求められる。

住まいと住まい方

『安心して暮らせる「住まいと住まい方の実現』』

「まちづくり」における本市の考え方を地域全体で共有し、統一された方針のもとに「まちづくり」を共同で進めていくことや、子どもから障害者、高齢者まで、地域における「顔の見える関係」を構築していくことが求められる。

多様な主体の活躍

『多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現』

「自助・互助・共助・公助」を柔軟に組み合わせ、地域における「助け合い」の仕組みを広く整備・機能させていくことや、本市が有する豊富な「ボランティア活動」や「民間資源」の活躍を推進していくこと、さらには、今後需要の増加が見込まれる「ケア」を効果的・効率的に行うためには、「多様な主体」の活躍と適時適切な役割分担が求められる。

一体的なケアの提供

『多職種が連携した一体的なケアの提供による、自立した生活と尊厳の保持の実現』

在宅療養は医療のみではなく、介護・看護・福祉・生活支援など、多職種が「顔の見える関係」を構築し、包括的・継続的なケアの提供を実現していくことが必要であり、これら多職種によるケアが、本人や家族の要望に単純に応えるのではなく、真のニーズを満たすために必要となる手段を専門職としての立場から適切に提案していくことが求められる。

地域マネジメント

『地域全体における目標の共有と地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築』

「全市レベル」と「行政区レベル」の階層的なマネジメント体制により、地域の目標を地域全体で共有しながら、個々の活動が1つの目標に向かって機能するための仕組みを構築することが求められる。

【地域包括ケアシステムとの関係性】

- 地域包括ケアシステム推進ビジョンにおいては、高齢者、障害者とともに、子ども・若者や子育て世代もその対象としています。
- 基本理念を受けた5つの基本的視点の一つとして「意識の醸成と参加・活動の促進」があり、その中で、児童期というライフステージでは、教育を通じた多様性への理解、自己肯定感、共生意識、健康意識の醸成などが求められるとされています。
- 地域では、学校と区役所、地域包括支援センター、NPOなどが連携して、小中学生向け「認知症サポーター養成講座」に取り組んでいるほか、健康福祉部門と教育部門との協働により、「地域包括ケアシステム」を含めた福祉に関する読本を作成し普及啓発を行うなど、「ケア」への理解の共有とセルフケア意識の醸成が図られつつあります。
- これらにより、子ども・若者というライフステージにおいても、地域包括ケアシステムの理念の共有と参加・活動の取組を行っていくものです。